

○公立大学法人福岡女子大学共同研究規則

法人規則第 34 号
平成 19 年 10 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人福岡女子大学（以下「本学」という。）における民間機関等外部の者（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則における「共同研究」とは、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員（以下「本学の共同研究担当者」という。）が職務として当該民間機関等の研究者（以下「民間等共同研究者」という。）と共通の課題について共同で行う研究をいう。

(共同研究の申込み)

第 3 条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長（以下「共同研究申込者」という。）は、共同研究申込書（様式第 1 号）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第 4 条 理事長は、前条の申込みがあった場合には、当該共同研究の内容が本学の教育研究上有意義であり、かつ、業務遂行上支障がないと認められるときに限り、受入れの決定を行うものとする。

2 前項の規定により共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入通知書（様式第 2 号）により民間機関等の長にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第 5 条 理事長は、前条第 2 項の通知を行ったときは、次に掲げる事項について民間機関等の長と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(1) 共同研究の目的及び内容

(2) 共同研究組織

(3) 共同研究に要する経費（以下「研究費」という。）

(4) 共同研究の実施場所

(5) 共同研究期間

(6) 第 6 条第 4 項、第 8 条、第 10 条第 1 項、同条第 3 項、第 11 条、第 13 条及び第 14 条に規定する事項

(7) その他共同研究の実施に関し必要な事項

(研究費等)

第 6 条 本学は、共同研究を行うに当たって、その施設及び設備（以下「設備等」という。）を当該共同研究の用に供するとともに、当該設備等の維持及び管理に必要な経常経費を負担するものとする。

2 民間機関等は、当該共同研究遂行のため、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水費等の当該共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

3 間接経費は、学外機関等との学術研究提携等に伴う一般管理費受入に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日）の定めるところによることとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の間接経費の取扱いは、共同研究契約書の定めるところによる。

(1) 民間機関等が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、その再委託により共同研究を行うことが明確なものを含む。以下同じ。）である場合

(2) 民間機関等が国以外であり、特に理事長が必要と認める場合

(3) 競争的資金による研究費のうち、当該共同研究遂行に係る間接経費が措置されていない場合

(研究費の納入)

第7条 共同研究申込者は、共同研究契約に定める研究費を原則として当該共同研究の開始前に納付しなければならない。この場合において、研究期間を複数期間に区分し、期間毎に当該期間に要する研究費を分割して前納することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、研究費を当該共同研究の開始日以降に納付することができるものとする。

(設備等の帰属等)

第8条 研究費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 本学は、共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等の所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第9条 本学の共同研究担当者は、第2条に規定する共同研究遂行上、必要があるときは、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、本学及び民間機関等が協議の上、当該共同研究を中止し、又は当該共同研究に係る期間を延長することができる。

2 本学の共同研究担当者は、当該共同研究を中止し、又は当該共同研究に係る期間を延長する必要があるときは、直ちに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 第1項の共同研究中止又は共同研究に係る期間の延長により民間機関等に生じた損害については、本学は一切賠償の責を負わないものとする。

(研究の中止等に伴う研究費等の取扱い)

第11条 共同研究を完了し、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、第6条第2項の規定により納付された当該研究費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内で、その全部又は一部を民間機関等に返還することができる。

2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第8条第2項の規定により民間機関等から受け入れた設備等を当該共同研究を完了又は中止の時点の状態で当該民間機関等に返還するものとする。

(共同研究の完了)

第12条 本学の共同研究担当者及び民間等共同研究者は、当該共同研究が完了したときは、研究成果報告書を作成し、理事長及び民間機関等の長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、第15条に規定する秘密保持の義務を遵守し、かつ、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、本学と民間機関等と協議の上、定めるものとする。

(知的財産の取扱い)

第14条 共同研究の実施に伴い創出された知的財産の取扱いは、公立大学法人福岡女子大学知的財産の取扱いに関する規則(平成19年法人規則第35号)に規定するもののほか、本学と民間機関等の協議に基づく別の定めによるものとする。

(秘密の保持)

第15条 理事長及び民間機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た秘密情報について、あらかじめ協議の上、その取扱いを定めることができるものとする。

2 本学の共同研究担当者及び民間等共同研究者等で前項に定める秘密情報を知り得た者は、必要な期間中、秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

共同研究申込書

平成 年 月 日

公立大学法人福岡女子大学理事長 様

住 所
（法人の場合は所在地）
氏 名 ⑩
（法人の場合は法人名及び代表者名）

公立大学法人福岡女子大学共同研究規則第3条の規定に基づき、下記のとおり共同研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究担当者
（1）福岡女子大学（学部学科名、職名及び氏名）
（2）当該機関（共同研究者の所属名、職名及び氏名）
- 4 研究期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 研究費
円
- 6 その他（特記事項など）

様式第2号（第4条第2号関係）

共同研究受入通知書

年 月 日

委託者氏名 様

公立大学法人福岡女子大学理事長

日頃から、本学の教育研究につきまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、 年 月 日付けでお申し込みいただきました下記共同研究につきましては、受け入れさせていただくことに決定しましたので、ご通知申し上げます。

記

1 研究題目

2 研究担当者

(1) 福岡女子大学（学部学科名、職名及び氏名）

(2) 当該機関（共同研究者の所属名、職名及び氏名）

3 研究期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究費

円

5 その他（特記事項など）